

後期高齢者医療制度改正のお知らせ

後期高齢者医療制度改正により、令和4年度は2回、被保険者証を発行します。9月中旬から簡易書留で郵送しているクリーム色の被保険者証は10月1日(土)から使用できます。医療費の窓口負担割合が、現在1割の人のうち一定以上の所得がある人は、2割負担となります。10月からの窓口負担割合は、9月に送付する被保険者証をご確認ください。

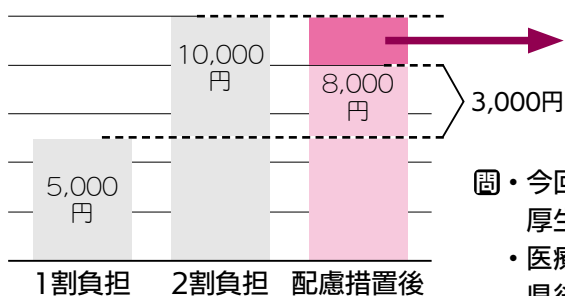
有効期限 薄緑(ウグイス)色の被保険者証：9月30日(金)まで
 クリーム色の被保険者証：令和5年7月31日(月)まで

〈自己負担割合が2割になる人への負担軽減(配慮措置)〉

急激な自己負担額の増加を抑えるため、10月1日(土)からの3年間、負担軽減(配慮措置)を行います。上限額を超えて支払った金額は、高額療養費として登録している金融機関口座へ後日支給します。口座登録していない人には、9月下旬に県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。

外来医療の負担増加額 上限3,000円/月(入院の医療費は対象外)

例 1ヵ月の外来の医療費全体額が50,000円(1割負担5,000円)の場合



払い戻し額 2,000円
 ※1割負担額+3,000円
 を超えた額が払い戻
 されます。

不審な電話・メール・訪問にご注意

- ・口座登録は県後期高齢者医療広域連合から郵送による登録のみです。
- ・電話や訪問で暗証番号などを聞くことや、キャッシュカード、通帳を預かることは絶対にありません。また、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

● 今回の制度見直しの背景などについて

厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719

- ・医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減(配慮措置)について
 県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(043)110
- 市国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

複十字シール運動と 募金活動

9月24日(土)～30日(金)は「結核予防週間」です。世界では、今でも年間150万人が結核で亡くなっています。

複十字シール運動とは、結核を中心とした胸の病気をなくして、健康で明るい社会をつくるための運動です。募金活動を行うとともに、病気への理解を深め、予防の大切さを伝えていきます。ぜひ募金のご協力をよろしくお願いいたします。



募金活動期間 9月22日(木)～10月21日(金)

所 すこやかセンター 1階

他 募金した人には、複十字シールと封筒をお渡します。

問 すこやか生活課

☎・☎(581)0201

FAX(581)1628

介護マークを配布

介護する人が「介護中」であることを周囲に理解していただくため「介護マーク」を無料で配布します。



こんな時に活用してください

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどで、トイレに付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するときなど

いずれも

☎ 下記窓口で申込書を記入してください。

所・問・南部地区地域包括支援センター(守山・小津学区の人)

☎・☎(585)9201

・中部地区地域包括支援センター(吉身・玉津学区の人)

☎・☎(584)5519

・北部地区地域包括支援センター(河西・速野・中洲学区の人)

☎・☎(516)4160

・地域包括支援センター ☎(581)0330 FAX(581)0203

アイロン名札を配布

～行方不明高齢者の
早期発見・保護のために～

行方不明になる心配がある高齢者の早期発見・保護を目的に、氏名や住所などを記入し、衣類や下着に装着できるアイロン名札を無料で配布します。

他 対象者1人につき5枚配布

名札見本 サイズ横8cm×縦5cm

